

東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例

東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部の改正に伴い、地方公共団体等が同法の適用対象となるため、本案を提出するものである。

東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 市(東村山市をいう。以下同じ。)の機関(議会を除く。以下同じ。)は、市の機関が保有している個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものに限る。以下この項及び第3項において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(同項において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該市の機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号において「記録情報」という。)の収集方法
- (5) 記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (6) その他市の機関が別に定める事項

2 個人情報ファイルが法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)である場合には、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関は、個人情報ファイルに記録される項目(以下この項において「記録項目」という。)の一部若しくは第1項第4

号若しくは第5号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、若しくは個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務若しくは事業の性質上当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき又は個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用その他の規則で定める費用は、市の機関に対し開示請求をする者の負担とする。

(開示請求書の記載事項)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内に行うよう努めるものとする。

(個人情報保護運営審議会)

第7条 法第129条の規定による諮問に応じ調査審議を行うため、市に東村山市個人情報保護運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- 3 前項の規定は、議会の諮問について準用する。この場合において、同項中「市の機関」とあるのは「議会」と、同項第1号中「この条例」とあるのは「議会が提出する条例（個人情報の保護に関するものに限る。）」と、同項第2号中「法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置」とあるのは「個人情報の保護の安全管理措置」と読み替えるものとする。
- 4 市の機関は、市の機関における個人情報の取扱いに係る状況について、定期的に審議会に報告をするものとする。この場合において、審議会は、当該報告について、意見を述べることができる。
- 5 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 6 委員は、学識経験者及び市内に住所を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（運用状況の公表）

第8条 市長は、毎年1回、市の機関の個人情報保護制度についての運用状況を公表するものとする。

（罰則）

第9条 第7条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、50万円以下の罰金に処する。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東村山市個人情報保護に関する条例の廃止)

第2条 東村山市個人情報保護に関する条例(昭和63年東村山市条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(東村山市個人情報保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第21条第4項の規定により委嘱された東村山市個人情報保護運営審議会(第9項において「旧審議会」という。)の委員である者は、前条の規定の施行の日に、第7条第6項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 次に掲げる者に係る旧条例第4条の3の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に掲げる個人情報(以下「旧個人情報」という。)を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第8号に掲げる実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行の前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条の規定の施行の前において旧条例第4条の2第1項に規定する指定管理業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行の前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

3 旧条例第23条に規定する受託者(第6項において「受託者」という。)であった者に係るその受託した業務の範囲を超えて旧個人情報の収集、加工、再生、保管及び利用等をし、又は受託した業務について知り得た旧個人情報を他に漏らしてはならない義務は、前条の規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

4 第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行の前において旧実施機関が保有していた個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に記録された個人情報(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同条の規定の施行の日以後に提供したときは、2年

以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 5 第2項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得た前条の規定の施行の日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を同条の規定の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 受託者又は旧条例第4条の2第1項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が第4項又は前項に定める違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、受託者又は指定管理者に対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 7 前条の規定の施行の日前に旧条例第11条及び第12条から第14条までの規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、消去及び中止その他の手続については、前条の規定の施行の日以後も、なお従前の例による。
- 8 前条の規定の施行の日以後において、偽りその他不正の手段により、前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第11条第1項の規定による請求に対する開示決定に基づき旧個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 9 前条の規定の施行の際旧審議会の委員である者又は同条の規定の施行の日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第21条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行の日以後も、なお従前の例による。
- 10 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 11 前条の規定の施行の日前にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

（東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例の一部改正）

第4条 東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例（平成25年東村山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「前2項」の次に「及び個人情報の保護に関する法律（平

成15年法律第57号)」を加え、「東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）」を「東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東村山市条例第 号）」に改める。

（東村山市情報公開条例の一部改正）

第5条 東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令」に改める。

（東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会設置条例の一部改正）

第6条 東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会設置条例（平成10年東村山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）第19条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

（東村山市暴力団排除条例の一部改正）

第7条 東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例  
(附則第4条～附則第7条)

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_ 改正箇所



新 条 例

附則第4条（東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例の一部改正）

（情報の管理）

第10条（略）

2（略）

3 前2項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、情報の開示及び個人情報の保護に関し必要な事項は、東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）及び東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東村山市条例第 号）で定めます。

附則第5条（東村山市情報公開条例の一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める市民等の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に基づき、個人に関する情報の保護には最大限の配慮をしなければならない。

2（略）

附則第6条（東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会設置条例の一部改正）

（設置）

第1条 東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）第17

旧 条 例

附則第4条（東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例の一部改正）

（情報の管理）

第10条（略）

2（略）

3 前2項に定めるもののほか、情報の開示及び個人情報の保護に関し必要な事項は、東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）及び東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）で定めます。

附則第5条（東村山市情報公開条例の一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める市民等の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）に基づき、個人に関する情報の保護には最大限の配慮をしなければならない。

2（略）

附則第6条（東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会設置条例の一部改正）

（設置）

第1条 東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）第17

新 条 例

条第3項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

附則第7条（東村山市暴力団排除条例の一部改正）

旧 条 例

条第3項及び東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）第19条第3項の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

附則第7条（東村山市暴力団排除条例の一部改正）

（個人情報の収集及び提供）

第13条 東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号。以下この条において「個人情報保護条例」という。）第6条及び第7条の規定にかかわらず、個人情報保護条例第2条第8号に規定する実施機関（以下この条において単に「実施機関」という。）及び指定管理者は、この条例に基づく暴力団の排除のため必要があると認めるときは、必要な範囲内において次に掲げる行為を行うことができる。

- （1） 個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、個人情報保護条例第2条第5号に規定する特定個人情報を除いたものをいう。以下同じ。）を収集すること。
- （2） 実施機関又は指定管理者が保有している個人情報のうち、必要と認めるものを他の実施機関若しくは警察等に提供すること又は収集の目的

新 条 例

(委任)  
第13条 (略)

旧 条 例

の範囲を超えて個人情報を利用すること。

2 実施機関及び指定管理者は、前項各号に規定する行為を行ったときは、当該行為の内容を東村山市個人情報保護運営審議会に報告しなければならない。

(委任)  
第14条 (略)